

地域医療・介護連携 I C T 導入検討業務委託 公募型プロポーザル説明書

1 趣旨

医療・介護分野において I C T を積極的に取り入れることにより、限られた人的・物的資源の有効活用、効率的・効果的な医療・介護サービスの提供が期待され、各地で取り組みが進んでいる中、奈良県では以下のような課題があると認識している。

- ・医療介護関係者ならびに県民に対して情報共有の必要性をどのように訴えるか。
- ・医療情報の取扱いに対する安全性をいかに確保するか。
- ・運営体制や同意取得のあり方、ランニングコストをどのように捻出するか。
- ・病病連携、病診連携、在宅や介護の現場において、共有すべき情報とは何か。
- ・既存の I C T ネットワークや、将来の機能拡張を見据えた際に望ましい仕組み。

このような課題に対して、システム導入にあたっては I C T 技術の専門的観点及び医療・介護現場の業務知見の観点から詳細に検証・評価（要件定義、基本設計）を行う必要があり、一般的なシステム導入における工程の「企画」「設計開発・運用」のうち、「企画」段階に係る業務委託を行うものである。

「企画」段階の検討にあたっては、本県において、すでにいくつかの医療 I C T システムが導入されている地域もあり、そのような地域との連携方法や、地域によっては導入時期のずれが生じることが想定され、そのような場合でも効率的に導入できるルールづくりも必要である。また、本県の地域特性として、南部地域は山間部が多いため、へき地医療機関等との連携のあり方についてもルールを定めて「設計開発・運用」に繋げていく必要がある。

2 業務概要

(1) 名称

地域医療・介護連携 I C T 導入検討業務委託

(2) 業務の内容

仕様書に示す内容の業務を実施

(3) 契約期間

契約締結の日から平成 2 8 年 3 月 2 5 日（金）まで

(4) 委託料上限額

8 4, 4 8 8, 4 0 0 円（消費税及び地方消費税を含む）

【内訳：各年度の支払いの上限額】

平成 2 6 年度 3 1, 4 9 2, 8 0 0 円

平成 2 7 年度 5 2, 9 9 5, 6 0 0 円

(5) 仕様

別紙「地域医療・介護連携 I C T 導入検討業務委託仕様書」のとおり

3 参加資格等

次に掲げる要件のすべてに該当する者とします。

- (1) 地方自治法施行令（昭和 2 2 年政令第 1 6 号）第 1 6 7 条の 4 の規定に該当しない者
- (2) 民事再生法の規定による再生手続き開始の申立て中又は再生手続き中でないこと。

- (3) 会社更生法の規定による再生手続き開始の申立て中又は更正手続き中でないこと。
- (4) 奈良県物品購入等の契約に係る入札参加停止等措置要領による入札参加停止の措置期間中でない者
- (5) 物品購入等に係る競争入札の参加資格等に関する規程（平成7年12月奈良県告示第425号）第2条第1項各号のいずれにも該当しないこと。
- (6) 病院、医科診療所、歯科診療所、調剤薬局、介護関係者が、患者情報を連携・共有できるネットワークシステムの構築に係るコンサルティング実績を有していること。
- (7) 電子カルテだけでなく、健診システム等とのデータ連携にかかるコンサルティングの実績を有していること。
- (8) 奈良県内に事業所等を有するもの又は県内に事業所等がないものであっても県の求めに応じて速やかに来訪することが可能な者であること。
- (9) 課税対象事業者は、奈良県税、法人税、消費税、地方消費税の滞納が無いこと。
- (10) 役員等（法人にあつては役員（非常勤の者を含む。）。以下同じ。）、支配人及び支店又は営業所（常時物品購入等契約に関する業務を行う事務所をいう。以下同じ。）の代表者を、個人にあつてはその者、支配人及び支店又は営業所の代表者をいう。以下同じ。）が暴力団員（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成三年法律第七十七号。以下「法」という。）第二条第六号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）でないこと。
- (11) 暴力団（法第二条第二号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）又は暴力団員が実質的に関与していないこと。
- (12) 役員等が、その属する法人、自己若しくは第三者の不正な利益を図る目的で、又は第三者に損害を与える目的で、暴力団又は暴力団員を利用していないこと。
- (13) 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して資金等を提供し、又は便宜を供与する等直接的若しくは積極的に暴力団の維持及び運営に協力、又は関与していないこと。
- (14) 役員等が、暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有していないこと。

4 制限事項

本件業務の受託者及び受託者と資本又は人事面において関連のある者は、本業務の内容に基づいて別に発注するシステム開発の入札に参加することはできません。「受託者と資本又は人事面において関連のある者」とは、次の（1）又は（2）に該当する者をいいます。

- (1) 当該受託者の発行済株式総数の100分の50を超える株式を有し、又はその出資の総額の100分の50を超える出資をしている者
- (2) システム開発の受託事業者の代表権を有する役員が当該受託者の代表権を有する役員を兼ねている場合における当該事業者

5 参加方法

本プロポーザルへの参加を希望する場合、所定の参加申込書及び企画提案書等を期限までに提出すること。

6 公募型プロポーザル説明書等の交付場所、交付期間等

(1) 交付場所

奈良県 医療政策部 地域医療連携課 医療企画係（県庁主棟3階）
〒630-8501 奈良市登大路町30
TEL：0742-27-8645

(2) 交付期間

平成27年2月6日（金）～平成27年2月13日（金）まで
（但し、土曜日、日曜日及び祝祭日を除く、午前9時から午後5時まで）

(3) 交付資料

(1) に示す場所において次の書類を交付します。

- ・公募型プロポーザル説明書
- ・業務仕様書
- ・提出様式（様式1～様式10）及び質問票（様式11）

なお、上記書類は奈良県ホームページにも掲載します。

（奈良県ホームページのトップページ→県の組織→地域医療連携課→新着情報）

7 説明会の開催

本プロポーザルの実施にかかる説明会は行わない。

8 参加申込書の提出

公募型プロポーザル参加希望者は、次の書類を期限までに提出すること。

提出書類	①参加申込書【様式1】 ②事業者概要書【様式2】
提出部数	1部
提出期限	平成27年2月13日（金）17時まで（必着）
提出方法	持参又は郵送による。郵送の場合は、配達記録が確認できる方法により、期限までに必着すること。
提出場所	〒630-8501 奈良市登大路町30番地 奈良県医療政策部地域医療連携課医療企画係 電話:0742-27-8645 FAX:0742-22-2725 E-mail:iryoudenkei@office.pref.nara.lg.jp
その他	提出書類に虚偽の記載が判明した場合は、参加資格を取り消す。 書類の作成にあたって、使用する言語は日本語（情報通信技術として一般的に用いられる用語を除く。）とし、通貨は日本国通貨に限る。

9 質疑及び回答

質問方法	質問がある場合は、「質問票」【様式11】により電子メールで行うこと。その際、件名を「地域医療・介護連携ICT導入検討業務に関する質問」とすること。
提出先	奈良県医療政策部地域医療連携課医療企画係アドレス E-mail:iryoudenkei@office.pref.nara.lg.jp
質問票提出期間	平成27年2月6日（金）～平成27年2月16日（月）17時まで
質問への回答	参加申込者全員に平成27年2月19日（木）までに電子メールで回答する。この場合、当該回答内容は仕様書の追加又は修正と見なす。 ただし、質問又は回答の内容が、質問者の具体的な提案内容に密接に関わるものについては、質問者に対してのみ回答する。

10 企画提案書等の提出

(1) 提出書類

以下の書類を、A4片面（必要に応じA3折り込みも可）で提出すること。

- ・【様式3】企画提案書
- ・【様式4-1】配置要員経歴（総括窓口責任者 または 窓口責任者 用）
- ・【様式4-2】配置要員経歴（担当者用）
- ・【様式5】要員体制・役割分担
- ・【様式6】同種業務の実施実績
- ・【様式7】スケジュール
具体的な作業内容を詳細に記述した、事業者が考える平成27年度末までのスケジュールを作成。
- ・【様式8】奈良県内の現状調査及び要件定義業務の進め方
要件定義業務を進めて行くにあたっては、地域（都市部や山間部）や施設（医療機関や介護事業所等）、職種（医師や看護師、介護事業者等）等の調査が必要となり、具体的にどのような実施手順（プロセス）で行い、どのような成果物になるか、奈良県内の現状調査及び要件定義成果物の特徴について作成。
- ・【様式9】地域医療・介護連携ネットワークシステム構築にあたり想定される問題点とその解決策
現時点で想定される課題及びその解決方法について作成。また、本事業を進める上での事業者が考えられる工夫やアイデアがあれば、その具体的内容等を記載すること。
- ・【様式10】見積書
内訳がわかるようにし、金額は消費税込みの金額を記入すること。

(2) 提出部数

正本1部、副本4部

(3) 提出期限

平成27年2月25日（水）午後5時（必着）

(4) 提出方法

持参又は郵送による。郵送の場合は、配達記録が確認できる方法により、期限までに必着すること。

(5) 提出場所

〒 630-8501 奈良市登大路町 30 番地

奈良県医療政策部地域医療連携課医療企画係

電話:0742-27-8645 FAX:0742-22-2725 E-mail:iryoudenkei@office.pref.nara.lg.jp

(6) その他

- ・ 提案は、各応募者 1 案とする。
- ・ 文字の標準サイズは、10 pt とする。最高サイズは特に指定しないが、最低サイズは 8 pt までとする。ただし、図表中等やむを得ない部分はこの限りではない。書体は任意とする。
- ・ 書類の作成にあたって、使用する言語は日本語（情報通信技術として一般的に用いられる用語を除く。）とし、通貨は日本国通貨に限る。
- ・ 参加等企画提案に要する一切の費用は、選考結果にかかわらず、応募者の負担とする。
- ・ 提出された企画提案書は返却しない。
- ・ 企画提案書の再提出は、提出期限内に限り認める。ただし、部分的な差し替えは認めない。
- ・ 提出されたすべての書類は、奈良県情報公開条例に基づき、情報公開の対象文書（個人情報等は非公開）となるが、提出者に無断で公開にしない。
- ・ 提出書類に虚偽の記載をした場合は、企画提案参加資格を取り消す。

1 1 企画提案書の審査

審査方法	<p>提出された企画提案書等について、企画提案書によるプレゼンテーション審査を実施し、最優秀案を 1 者選定する。</p> <p>ただし、審査会が本プロポーザル競技に参加を表明した者が多数であると認める場合は、提出された書類による第 1 次審査を行い、プレゼンテーションを求める 者を選定した上で行う。この場合において、すべての参加を表明した者に第 1 次審査の結果を書面で通知する。</p> <p>①審査予定日：別に通知する日時（2 月末頃を予定）</p> <p>②場所：奈良県庁（奈良市登大路町 30 番地）内で、別に通知する場所</p> <p>③時間：1 提案者あたりの説明時間は 30 分を予定し、内訳は次のとおりとする。</p> <p style="padding-left: 40px;">プレゼンテーション：20 分</p> <p style="padding-left: 40px;">質疑応答：10 分</p> <p>④出席者：審査会場の入室は 3 名までとし、主たる説明者は、当該業務を実施する際の総括責任予定者とする。</p> <p>⑤その他：プレゼンテーションの内容は、提出した提案書の内容とする（追加提案の説明や追加資料の提出は認めない。）</p>
審査内容	<p>提出された企画提案書について、次の観点から総合評価し、事業者を選定する。</p> <p>なお、評点の配分は次のとおりとし、合計点数の最も高い事業者を選定する。</p> <p>①業務遂行の実現性・安定性 [40 点]</p> <p style="padding-left: 40px;">（実施体制、業務実績、スケジュール 等）</p> <p>②業務内容の優良性（調査・手法・成果 等） [50 点]</p>

	③経費の妥当性	[10点] 合計点100点
審査結果	決定した受託予定者の名称は、企画提案書提出者全員に対し、文書により通知する。ただし、個別の審査結果については公表しない。	

1.2 その他

- (1) 契約額は、企画提案書に記載された見積額がそのまま採用されるのではなく、最優秀提案者との協議により業務仕様書を確定した後に決定する。なお、この協議が不調に終わった場合には、審査において時点となった事業者と同様の手続を行うこととする。
- (2) その他の定めのない事項については、地方自治法、同法施行令およびその他関係法令並びに奈良県個人情報保護条例、奈良県会計規則およびその他の奈良県が制定する関係条例・規則等に従うものとする。

【参考】

企画提案公募スケジュール

時 期	内 容
平成27年2月 6日 (金)	公告
平成27年2月13日 (金)	参加表明書提出期限
平成27年2月16日 (月)	質問受け付け〆切
平成27年2月19日 (木)	質問回答
平成27年2月25日 (水)	企画提案書提出〆切
平成27年2月末頃	審査委員会の開催